

会則(定款)

第1章 総論

第1条(名称)

当団体は、「TOHOKU SMILE PROJECT」と称する。

第2条(事務所)

当団体は、主たる事務所を、株式会社楽天野球団事務所(宮城県仙台市宮城野区宮城野2丁目11番6号)内に置く。

第3条(目的)

当団体は、スポーツ施設建設を通じて、地域の皆さまの健康増進の一助となるとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

第4条(事業)

当団体は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ施設建設に伴う寄附金募集
- (2) スポーツ施設の仕様決定、建設、契約等に関わる行為
- (3) 完成したスポーツ施設の地方公共団体に対する寄贈
- (4) その他前各号の目的を達成するために必要な事業

第5条(機関の設置)

当団体は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員等

第6条(社員)

当団体の社員は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 設立当初の理事(理事長を含む)
- (2) 理事会において理事(理事長を含む)に選任された者

第7条(資格喪失)

当団体の社員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 理事(理事長を含む)を退任したとき
- (2) 第11条の規定により理事(理事長を含む)の任期を満了したとき
- (3) 第12条の規定により理事(理事長を含む)を解任されたとき

第8条(職務)

当団体の社員は、第4条に定める当団体の事業遂行に関わる担当業務の執行を決定する。

- (1) 理事長は、当団体を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事は、当団体の業務を執行する。
- (3) 監事は、当団体の会計を監査する。

第9条(事務局の設置)

当団体の事務を遂行するため、事務局を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

第3章 理事・理事会

第10条(定員及び選任)

当団体は、3名以上の理事をおき、理事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

第11条(任期)

理事(理事長を含む)の任期は、スポーツ施設を地方公共団体に寄贈完了し、寄附金決算について仙台国税局への最終報告を行った後の理事会の終結をもって終了するものとする。

- 2 補欠又は増員として選任された理事(理事長を含む)の任期も、前項と同様とする。
- 3 理事(理事長を含む)は、やむを得ない事由により理事の職を辞することが理事会で決議された場合においても後任となる理事(理事長を含む)が選任されるまでは任期を終了せず、その職務を行わなければならない。

第12条(解任)

理事(理事長を含む)が次の各号の一つに該当するときは、理事会において解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第13条(報酬)

理事(理事長を含む)の報酬、賞与その他の職務執行の報酬は、無報酬とする。

第14条(理事会)

理事会は、全ての理事(理事長を含む)をもって構成し、当団体の事業遂行に関わる業務の執行を審議決定する。

2 理事会は、年1回開催する。

3 理事長、理事、監事が必要と認めるときには、臨時理事会を開催する。

第15条(決議方法)

理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の半数以上が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

第16条(決議の省略)

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第17条(議事録)

理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに記名捺印する。

第4章 監事

第18条(定員)

当団体は、1名以上の監事を置く。

第19条(任期)

監事の任期は、理事と同様とする。

第20条(解任)

監事が次の各号の一つに該当するときは、理事会において解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第21条(報酬)

監事の報酬、賞与その他の職務執行の報酬は、無報酬とする。

第5章 財産等

第22条(財産)

当団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 現預金
- (2) 建設中及び完成後、寄贈までの間のスポーツ施設

第23条(財産の管理)

当団体の財産の管理は理事長が行うものとし、現金は、確実な金融機関に預け入れて保管しなければならない。

第24条(事業年度)

当団体の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

2 当団体の設立当初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、設立日から平成28年12月31日までとする。

第25条(事業報告及び決算)

理事長は、事業年度ごとに次の各号に掲げる書類により事業報告及び決算を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書
- (4) 財産目録

第6章 会則の変更、解散

第26条(会則の変更)

この会則は、全理事(理事長を含む)の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第27条(解散)

当団体は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 全理事(理事長を含む)の3分の2以上の同意
- (2) スポーツ施設の地方公共団体への寄贈を完了し、活動経費を精算した場合

第28条(残余財産の処分)

当団体が解散したときに残存する財産は、仙台国税局の手続きに則し、スポーツ施設の寄贈先の地方公共団体(寄贈前の場合には寄贈先として予定している地方公共団体)に寄附するものとする。

第7章 雑則

第29条(その他)

当団体の会則に定めるもののほか、当団体の運営に関し必要な事項は、理事会において審議決定し、別に定め

TOHOKU SMILE PROJECT

組織

所在地 宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-11-6 (株式会社楽天野球団事務所内)

連絡先 TEL: 050-5817-8247

FAX: 022-298-5360

理事長 立花陽三(株式会社楽天野球団 代表取締役社長)

理事 森井誠之(株式会社楽天野球団 執行役員営業本部長)

理事 安部井寛(株式会社楽天野球団 執行役員チーム統括本部長)

監事 岡田朋城(株式会社楽天野球団 総務経理部部長)